

東北・福島+埼玉=福の玉 が生まれ、ゆっくりふくらんでいきますように...

福玉便り

ふく たま だ よ り

11月&
12月号

2020年11月1日発行

通巻 第87号

発行:『福玉便り』編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター・(一社)埼玉県労働者福祉協議会

協力:生活協同組合コープみらい埼玉県本部

連絡先:NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館1F TEL080-4331-0290



第3回 福玉オンライン交流会を開催します！

皆さん、いかがお過ごしでしょうか？

早いもので2020年最後のお便りになりました。

昨年のこの時期には思いもよらないかった生活が続いていますが、せめて新たなことを身につけよう！という思いから福玉でもオンラインでの交流会にチャレンジしています。



10月の第2回「オンライン交流会」では6名の参加がありました。

PCに詳しくない編集部員なので「あれ、どうしたらよいのかな？」「ミュート解除して～」等など開始前はドタバタ。

その結果、無事に映像と声がつながると嬉しくて「やった！」と歓声を挙げて大喜び。最近の生活の様子などたわいないおしゃべりですが、やはり顔を見ながら話すのは楽しいものです。

ぜひお気軽にご参加ください。

お待ちしております。

第3回 福玉オンライン交流会

日時：2020年12月5日(土) 14:00~16:00ごろ

(入退室自由)

会場：オンライン会議 (Zoomの予定)

Zoomとは：PCやタブレット、スマホだけでテレビ会議ができるアプリです。

初めてお使いの方は事前に必要なアプリをダウンロードしておいていただくと便利です。

はじめてZoomを使う方のための事前説明等を当日13時より行いますので、ご安心ください。

▽参加方法▽

1. 相談センターに電話(0120-60-7722)で以下のことをお伝えください。
①名前 ②電話番号 ③メールアドレス
2. 後ほどこちらからZoomのURLをご連絡します。

福玉相談センター：電話 0120-60-7722 (フリーダイヤル)

メール：fukushima_soudan@yahoo.co.jp 相談日：月～金 (9:00～17:00)



まずは、お気軽にお電話ください相談員が丁寧に話をうかがいます

月～金曜日 9時～17時 *祝祭日はお休みです。

*フリーダイヤルですので通話料の心配がございません。



お子さんやお孫さんたちの様子に気になることはありませんか？外出を控える生活が続きますが、体の調子はいかがですか？

福祉サービスを利用したいけど、どうしたらよいのかわからないと悩んでおられませんか？

福玉相談センターでは、教員、看護師、社会福祉士等の経験を持った相談員が電話をお待ちしています。

ひろば 避難中の皆さんの声をお伝えするコーナーです。

前号につづき、お手紙の様子を知らせていただきました。今号は、大熊町から坂戸市に避難されている松崎栄一さんです。

コロナに負けない

松崎 栄一

私は、仕事の関係で、埼玉県から大熊町に引っ越して約30年たった時、震災に会い埼玉県に避難してき

ました。避難当初は、体調を崩し病院通いが続きました。そんな時、知り合

から野菜作りを勧められました。だが、野菜作りは初めてなので、年が明けると春・夏野菜の準備。キュウリ・トマト・キャベツ・カボチャ・スイカ・トウモロコシ



大根の種も蒔きました。出来はまずまずで自家消費には十分な物でした。もっと良いものを作ろうと、野菜つくりの本を買いました。土づくりから始めることにしました。野菜の味改善に腐葉土を入れようと考え、街路樹の落ち葉を大量に集めました。借りた土地が水田なので赤土と籾殻を入れ水はけ改善も図りました。そして、年が明けると春・夏野菜の準備。キュウリ・トマト・キャベツ・カボチャ・スイカ・トウモロコシ

等々。苗づくり、草取り、収穫。そしてまた秋・冬野菜の準備。月日の巡りは早く、一年が短く感じられました。そして、だんだん体調も良くなり今では病院通いも殆どなくなりました。出来た野菜は直売所で販売する様になり、そこで出会った人達との輪も広がり楽しい日々を送っています。

東日本大震災・東電福島第一原発事故から問もなく10年、コロナ禍の現在思うこと

東日本大震災・東電福島第一原発事故から問もなく10年、コロナ禍の現在思うこと

島第一原発事故から問もなく10年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛生活を余儀なくされて8か月の現在、埼玉県内に避難され、出会った方々のことが思い出されます。

中、諸事情で避難生活が継続の方も。そして、転居して3年の今年、年明け、「生活に慣れ、落ち着いたが転居先地域での知り合いが無く寂しい」との声が寄せられたので、その人の地域で「花見カフェ」を計画したものの新型コロナウイルス騒動で残念ながら中止に。地域で残念ながら中止に。地

特に2012年7月から始まった「新座さいがいつなぎカフェ」に参加された方々のことを改めて振り返ってみると、ざっくり3期に分けられると思います。

「自粛」状態なので、転居先で知り合いがいな



①被災された方々が避難元の被災状況やそこから避難する過程の話しを傾聴し、その辛

「新座さいがいつなぎカフェ 谷森櫻子」

成人(高齢者)に対する予防接種

定期予防接種は乳幼児の定番でしたが、免疫力の低下している高齢者(65歳以上)に適応されるようになりました。

予防接種には定期予防接種と任意予防接種があります

定期接種：法律に基づいて市町村が主体となって実施。公費ですが一部で自己負担があります。補助内容は市町村により異なる場合があります(要確認) 予防接種による健康障害が発生した場合には、救済給付を行う制度があります。

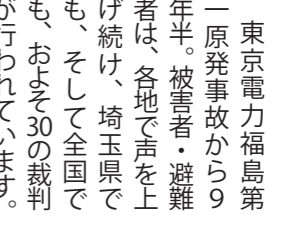
任意接種：希望者が各自で受け、自己負担です。健康障害が発生した場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度があります。

避難者の皆さんの接種は自治体によって手続きが異なるようです。まずは避難先の保健センターへお問い合わせください。(松館)

Table with 4 columns: ワクチン, 概要, 効力, 備考. It lists vaccines like インフルエンザワクチン, 肺炎球菌ワクチン, and 水痘・帯状疱疹ワクチン with their respective details.

同じ病気でも高齢になってから罹ってしまうと、長引きやすく、重症化しやすく、合併症や後遺症を起こしやすい傾向があります。健康寿命を延ばすために、予防できるものは積極的に予防しましょう。市町村により異なりますので確認してください。予防接種の間隔は主治医に相談して進めましょう。

「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発訴訟、「仙台高裁で」勝訴



東京電力福島第一原発事故から9年半。被害者・避難者は、各地で声を上げ続け、埼玉県でも、そして全国でも、およそ30の裁判が行われています。

原告らは「もとの暮らしにもどりたい」という願いを持ち続けています。避難した人、しなかった人、強制的に避難させられた人、避難したくてもできなかった人、東電から「賠償金を払うとされた人、そうでない人...」さまざまに分断は国の避難や賠償の線引きと、それに追従する形の東京電力によって「持ち込まれてきた」のだと訴え続けています。

また、県内・県外の人々がともに訴訟を戦うという構造だけではなく、訴えの内容にも特徴があります。まず、「原状回復」を求めていること。山林・林野を含めて、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域(「再除染を実施することも求めています。実際測定すると、「除染された」という地域でも、0.23マイクロシーベルトを超える地域は今なお、いたるところに残されているのです。

もう一つは、地域全体の救済を目指していること。福島県内59市町村すべてに原告がいる生業裁判では、原告になった人だけが被害を認められるのはおかしい、という問題意識から、個々の原告の個別被害にとどまらず、全ての住民の被害救済をすべきだ、と訴えています。そのためにも、国の加害責任を踏まえ、賠償基準(中間指針)の見直しによる損害の完全賠償を求めています。

そして、原告らは、未来に向けて「原発のない暮らし」も願っています。

「勝訴」「再び国を断罪」「被害救済前進」の旗を原告と弁護士が掲げると、高裁前で待ち構えていた人々から歓声と拍手が湧き上がりました。

判決の内容は、一審(福島地裁)での判決に続き、国と東京電力の賠償責任を認めるとともに、一審の約5億円から大幅に上積みされた10億1千万円を支払うよう命じたもの。2002年に国の専門機関が公表した「長期評価(地震予測)」に基づいて、国も東京電力も原発事故を防ぐ対策を行なっていない、あの過酷事故は防げたとは判断しました。また、福島県内の会津地域や県外の栃木県・宮城県の一部も被害を認めています。

原告団長の中島孝さんは、「原発事故は全然終わってない」と話します。「終わっている」という認識を、周囲から押し付けられる形で、あきらめる人が増えていると中島さん。実際に、国の方針でも、「復興」の名の下で華々しい「イノベーションコースト」構想が推進されていますが、その一方、困窮する一人ひとりの被害者の暮らしの復興には予算もつげず、焦点があたりません。

「生きつらさ、貧しさ、すべて根は一つ。我々はあきらめるべきだと思ひ込まれている。地域の中で、生活を営み、人生をまっとうし、自己実現を成し遂げること人間としての誇りや生きがい内包されるといふこと。それが大切だと訴えていきたい」と、中島さんは話してくれました。



早期救済を求めている原告の気持ちを汲むことなく、国と東電は上告しました。しかしながら、今回の高裁判決は、国の責任も認め、賠償も上積みされています。この判決が、福島原発さいがま訴訟にも、良い影響があることを願っています。(編集部・吉田)

新型コロナウイルス感染予防のため交流会の開催が流動的な状況が続いていますが、幾つかの交流会が再開しています。各交流会に参加される方は、**体温測定およびマスク着用の上でご参加ください**。また、参加中は**消毒や換気にご協力ください**。詳しくは、各交流会の連絡先にお問い合わせください。なお、今号にも各団体のスタッフ・参加者の方々からメッセージをいただきましたので、あわせて掲載いたします。読者の皆様もぜひメッセージをお寄せください。

25 青空あおぞら
11/29(日)、12/27(日) 13:30~16:00 新所沢公民館(司法書士参加)
所沢市 ☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

27 おあがんなんしよ
11/15(日)、12/20(日) 第1部 10:00~、第2部14:00~ アトリエ・ハンドラヴェット(ホソヤビル2階)
ふじみ野市 ☎090-5345-8408(松館さん)

28 ここカフェ@川越
11/14(土)「吉田千亜さん『孤壁』を語る」14:00~(13:30開場)、ウエスタ川越リハーサル室
12/26(土)・27(日) ふるさとくしまツアー(募集締切)
川越市 ☎070-5080-4494(鈴木さん)

28 玉兎の会
11/15(日)、12/20(土)10:30~12:00 With Youさいたま視聴覚室
さいたま市 ☎090-6128-1948(小林さん)
<https://gyokutonokai.wixsite.com/2018>

33 つながり
毛呂山町 ☎090-9032-8116 河井さん

こちらのサイトにも情報があります。
<http://431279.com/>
(SSN震災支援ネットワーク埼玉)

16 あゆみの会
越谷市 ☎090-9425-2001(石上さん)

18 ひまわりの会
川口市 ☎080-5431-0123(島田さん・留守電)

19 さいがい・つながりカフェ
月2回木曜日11:00~15:00
11/12(木)、11/26(木)11:00~15:00 With Youさいたま4F和室(当分の間、飲食なし、マスク着用。時間内の出入りは自由ですので、それぞれのご都合に合わせてご参加ください。)
☎048-601-3111, tunagari.saitama@gmail.com

24 新座さいがい・つながりカフェ
新座市 ☎090-2402-9155(谷森さん)

福島原発事故責任追及訴訟 第33、34回期日

今回は原告本人尋問です。1日に4~5名の原告が出廷を予定しています(原告1世帯につき1時間ほど)。ぜひ一度傍聴にお越し下さい。
11/11(水)、12/9(水) 10:00~16:00 (11:30~13:00は昼休み)
さいたま地裁101号法廷(傍聴希望の方は9:30までにさいたま地裁日棟前集合)
<http://fukusaishien.com/>
048-960-0591(みさと法律事務所)

6 オバトン
11/10(火)、11/26(木)、12/8(火)、12/24(木)キャッスルきさい(騎西文化・学習センター)
コロナの収束はまだまだみられませんが、これからも二部制で食事、交流を行います。また、三密を避けるために入れ替えの時間の前後に研修室を借り、ぬり絵教室を行います。ぬり絵は講師の方が親切、丁寧に教えて下さいます。自由にご参加下さい。
加須市 ☎090-6526-8560(藤井さん)

12 お茶っこふるさと会
久喜市 ☎090-6855-7140(木幡さん)

13 生きがいサロン
県外避難者生活相談(無料)
何でもスマホ・パソコン相談(500円)毎週火曜日11:00~15:00
杉戸町 ☎0480-31-0055(すぎとSOHOクラブ小林さん)

14 春日部つながりカフェ
11/10(火)、12/1(火)13:30~16:00
コーププラザ春日部(司法書士参加)
春日部市 ☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

15 ひだまり広場
☎080-5006-3310(河原崎さん)

1 双葉町民によるボランティアカフェ
☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

3 双葉町老人クラブ女性会 &さいがいつながりカフェ
11月、12月は未定
☎080-5532-7380(薄井さん)

4 加須ふれあいセンター
加須市 ☎090-1650-2874(富沢さん)

5 すくすくのおそび広場
お弁当配布やプチパントリー(食材配布)で粘り強く頑張っています。小中高生勉強会 3密対策を工夫して、再開しています。毎週木曜 17:00~19:00 市民プラザかぞ(無料)ミラコバトあそびひろば(上尾シラコバト団地会場)しばらくの間お休みしますが、早くお会いしたいですね!
加須市等 ☎090-2411-8598(戸恒さん)

8 東日本大震災に咲く会 ひまわり
「コロナ禍で人の心は枯れそうです。花も枯れゆく季節です。それでも彼は花を育みます。いつの日か人の心も花咲くように。ひまわり・W氏によせて」(橘さん)
☎080-3091-6215(橘さん)

10 くまがや結の会
熊谷市 ☎090-7661-9236(林崎さん)

11 羽生つながりカフェ
羽生市 ☎080-5532-7380(薄井さん)

原発賠償請求 未請求部分がある方は、早めにご相談を！

2013年12月に、原賠時効特例法が成立し、原子力損害賠償に関する時効期間は3年から10年間に延長されています。2021年の3月には事故発生から10年となることから損害賠償請求に関する相談が増えています。

東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社では、本件に対する考え方について、2019年10月付でホームページ上で公開しており、「時効完成後も、ご請求者様の個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと思います。」としています。

ふるさとから離れて避難生活を続けていらっしゃる方々の中には、事故当初に仮払いの支払いを受けて、それ以降、本請求をしていない方が数多くいらっしゃるようです。中には仮払いでの賠償を受け取りそれで終わりだと勘違いなさっている方もいらっしゃいます。

また、東京電力の賠償請求の書類は、項目ごとに個別に、複数回にわたって送られてきており、項目によっては未請求となってしまう場合もあります。

特に多いのが、精神的損害賠償は受け取っているけれども、財物賠償は請求していないというケースです。また、継続的に支払われる賠償で、最初の数回は請求したけれども、それ以降は請求していない、という方も多く見受けられます。中には、請求できること自体を知らなかった、請求の方法が分からない、高齢・疾病を抱えているために請求の作業ができない、請求作業を行う気力がでない、という方

もいらっしゃるようです。

冒頭に述べたように、東京電力としては、2021年の3月に時効が成立したとしても「消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと思います」と表明はしているものの、今後、窓口の縮小や対応の変化が起きないとも限りません。

そして何よりも、発災以来長い時間が経過していく中で、ご本人の記憶も薄らいで行きかねません。

ご自身ですべてを対応するのが困難な場合、専門家に手続きを任せる方法がおすすめです。これから任せるのであれば、未曾有の災害かつ今までに経験したことの無い原発事故の損害賠償手続きにおいて、試行錯誤をしながらも、成果を上げながら誠実に経験を積んできている弁護士が安心です。

弁護士費用の心配はありません。弁護士費用は全て東京電力が負担します。

原発賠償がまだ未請求部分がある方は、まずはご相談ください。

震災支援ネットワーク埼玉 事務局にお電話をいただき、担当者が概要をお聞きした上で、適切な専門家におつなぎさせていただきます。

震災支援ネットワーク埼玉
事務局 愛甲 裕 電話：090-8879-0213